

仕 様 書

1. 件 名

令和8年度化学物質の環境リスク評価に係る文献調査及び生態毒性予測手法活用等支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務等において、環境リスク評価に資する情報の収集・整理等の補助員として関連業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅

5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

6. 派遣期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

（1）勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち4日。9：00～17：30（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.5時間

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間／日、45時間／月、360時間／年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日／月の範囲内とする。

（2）員 数 1名

8. 責任の程度

（1）役職名

なし

（2）具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い
- (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。
- (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものととして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 服務に係る誓約書等の提出
派遣労働者は、派遣後速やかに別紙1の「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」及び別紙2の「研究インテグリティの確保に係る自己申告書」に所要事項を記載し、指揮命令者に提出するものとする。
15. 報告書の提出
- (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙3の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
- (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙4の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
16. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から15.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
17. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、16.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
18. 検査
指揮命令者の確認を受けた15.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった17.に定める報告書等により行うものとする。
19. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
- (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
- (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
- (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 山本 拓也
電話番号 029-850-2586
- (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

		環境リスク科学研究推進室長
氏 名		大野 浩一
電話番号		0 2 9－8 5 0－2 5 8 8
(5) 派遣先苦情処理担当者		
役 職		国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長
氏 名		山本 裕史
電話番号		0 2 9－8 5 0－2 5 3 2

20. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 件 名

令和8年度化学物質の環境リスク評価に係る文献調査及び生態毒性予測手法活用等支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務等において、環境リスク評価に資する情報の収集・整理等の補助員として関連業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 化学物質の生態影響評価状況の収集・整理
- (2) 化学物質の生態有害性評価及び生態毒性予測に関する資料の作成支援等
- (3) 化学物質の曝露情報の収集・整理、資料作成支援等
- (4) 諸外国等の化学物質リスク評価方法の収集・整理、資料作成支援等
- (5) (1) から (4) の業務内容に係る検討会（計4回程度、都内を想定）、及び打ち合わせ（計4回程度、Web 会議を想定）に出席し、会議の運営補助を行う。
- (6) 上記 (1) から (5) の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

理工系（化学、生物学、工学、薬学、農学など）を専攻とする修士課程修了以上の学歴を有すること。

(2) 技術的能力

文献データベースを用いた文献検索を実施した経験があり、これらのデータベースを用いて業務に関連する適切な文献を選別・整理する能力を十分に有すること。水生生物の生態影響評価に係る試験法に基づき情報の信頼性評価資料を作成した経験を有すること。また、生態毒性予測ツールを使用して対象化学物質による水生生物への生態毒性を予測し資料を作成する能力を十分に有すること。

(3) 語学及び学術的能力

- ①TOEIC800 点以上のスキルを持つ、若しくは同等の英語力をもつこと。
- ②業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

(4) OA スキル

- ①Microsoft Excel（数式、表の作成含む。）
- ②Microsoft Word（文章作成・編集）
- ③Microsoft PowerPoint（資料作成を含む。）
- ④Microsoft Access（資料作成を含む。）

(5) 安全保障輸出管理も含む研究インテグリティの確保

NIES の研究インテグリティの確保において支障がない者であること。

(6) その他

協調性を持って意欲的に業務を行うこと。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための
特定類型該当性に関する誓約書

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長殿

住所

氏名

私は、貴研究所が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴研究所の法令遵守のため、役務通達の1（3）サ①又は②に関する該非について、下記のとおり誓約いたします。また、本誓約の内容に変更が生じた場合には速やかに貴研究所に報告します。

記

私は、

☐ 以下の①に該当します。

☐ 以下の②に該当します。

☐ 以下の①及び②に該当します。

☐ 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ること約している者

以上

研究インテグリティの確保に関する自己申告書

近年の研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクが生じていることから、内閣府統合イノベーション戦略推進会議にて「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たな リスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針（令和3年4月27日決定）」が決定されました。これにより、研究機関等は研究の健全性・公正性（「研究インテグリティ」）の自律的な確保を新たに求められています。国環研では、これに対応するため、2023年度に利益相反マネジメント実施規程（以下「規程」という。）及び細則の改正を行いましたので、規程第17条に基づき、研究インテグリティの確保に関する自己申告書を下記の通りご報告願います。

記入日： 年 月 日
着任日： 年 月 日

所属ユニット	
役職名	
氏名	

1. これまで、経済産業省外国ユーザーリスト及び米国統合スクリーニングテスト（CSL） SEARCHに掲載されている機関での職歴はありますか（※）。

回答	
----	--

2. 1. で「はい」と答えた方は、機関名(正式名称)と在籍期間(○年○月～○年○月)をお答えください。

機関名	
在籍期間	

3. 現在、外国の人材登用プログラムに参加していますか。□

回答	
----	--

4. 3. で「はい」と答えた方は、具体的な人材登用プログラムの名称をお答えください。

人材登用プログラムの名称	
--------------	--

※：経済産業省外国ユーザーリストの最新版（<https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250929006/20250929006-1.pdf>）に掲載されている機関の職歴がないか確認してください。又、米国統合スクリーニングテスト（CSL）SEARCH（<https://www.trade.gov/data-visualization/csl-search>）にアクセスし、英語名にて過去の所属機関及び氏名の検索を行い、その結果を回答してください。

(別紙3)

勤務報告書

業務名(件名) 令和8年度化学物質の環境リスク評価に係る文献調査及び生態毒性予測手法活用等支援協力
員派遣業務

令和 年 月分

氏名

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一

(別紙4)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所 属					氏 名						
年月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出張用務								旅 費 計	円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。		
								その他経費計	円						
								合 計	円						

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議
の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室
大野 浩一 □